

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生保第266号

令和5年12月18日

各警察署長 殿

生活安全部長

クロスボウの取扱いに関する講習会の実施要領について

みだしのことについては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けようとする者又は法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者に対して、クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるために行う、クロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を開催しているところであるが、今後は下記の要領により実施することとするので、誤りのないようになされたい。

なお「クロスボウの取扱いに関する講習会及び考査の実施要領について」（令和4年3月30日付け生企第426号）については廃止する。

記

1 受講対象者

(1) 初心者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）

現に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしているもの。

(2) 経験者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者であること。

イ 法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受け、又は、買い替え等により新たなクロスボウの所持許可を受けようとする者であること。

ウ 既に交付を受けているクロスボウに係る講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者であること。

なお、上記イ又はウに該当しない者であっても、本人が受講を希望する場合には、受講させても差し支えない。

2 開催日時等

講習会の開催については、開催の日時、場所等を決定次第、県警ホームページに掲載して公表することとする。

3 講習会の内容

講習会の内容は、クロスボウによる事件・事故を防止するため、クロスボウ所持者として特に習得しておかなければならないものに重点を置くこととし、具体的には次に掲げる事項とする。

(1) 初心者講習会

別添1「初心者講習会の講習内容」のとおり。

上記講習会終了後、続けて考査を実施するものとし、考査時間は60分とする。

考査の出題は50問の正誤式とし、配点は1問1点とする。

合格基準は、おおむね45点以上とする。

(2) 経験者講習会

別添2「経験者講習会の講習内容」のとおり。

4 その他

(1) 合格者に対する講習修了証明書については、原則、即日交付する。

(2) 「クロスボウ取扱読本」の交付は、講習会申込み時に行い、講習受講者が事前に学習できるように配慮すること。

担当 生活保安課
営業・危険物係

初心者講習会の講習内容

項 目	要 領	時 間
第1 クロスボウの所持に関する法令		
1 クロスボウ所持者の責任と心構え		
(1) 社会的責任を果たすために ア クロスボウを所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性 (2) 事故の実態 ア 事故の原因 イ 具体的事故防止方策	クロスボウは、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。	30分
2 クロスボウの所持に必要な知識		
(1) クロスボウの所持 (2) 所持許可制度 (3) 所持許可の更新とその手続 (4) 所持許可の失効とその後の手続 (5) 指示及び所持許可の取消し (6) クロスボウの所持についての遵守事項 (標的射撃が認められる場所を除く。) (7) クロスボウ射撃資格 (8) クロスボウ射撃指導員	クロスボウの所持許可制度について理解させる。 クロスボウ所持者として、クロスボウの所持等について遵守しなければならない事項を認識させる。	150分
第2 クロスボウの使用、保管等の取扱い		
1 クロスボウの分類等 (1) クロスボウの分類 (2) クロスボウの機構及び安全装置 (3) クロスボウの威力と矢の最大到達距離等 2 クロスボウの使用、保管等についての遵守事項 (1) クロスボウの基本的取扱い (2) 標的射撃が認められる場所 (3) 使用前の注意事項 (4) クロスボウの保管の遵守事項	クロスボウの取扱い等について習熟させるとともに、クロスボウによる事故防止対策を習熟させる。 なお、講義に当たっては、講習会用DVD等視覚に訴える資料を活用するなどして、その効果的実施に努める。	120分

経験者講習会の講習内容

項 目	要 領	時 間
第1 クロスボウの所持に関する法令		
1 クロスボウ所持者の責任と心構え		
(1) 社会的責任を果たすために ア クロスボウを所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性 (2) 事故の実態 ア 事故の原因 イ 具体的事故防止方策	クロスボウは、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。	30分
2 クロスボウの所持に必要な知識		
(1) クロスボウの所持 (2) 所持許可制度 (3) 所持許可の更新とその手続 (4) 所持許可の失効とその後の手続 (5) 指示及び所持許可の取消し (6) クロスボウの所持についての遵守事項 (標的射撃が認められる場所を除く。) (7) クロスボウ射撃資格 (8) クロスボウ射撃指導員	クロスボウの所持許可制度について理解させる。 クロスボウ所持者として、クロスボウの所持等について遵守しなければならない事項を認識させる。	75分
第2 クロスボウの使用、保管等の取扱い		
1 クロスボウの基本的取扱い 2 標的射撃が認められる場所 3 使用前の注意事項 4 クロスボウの保管の遵守事項	クロスボウの取扱い等について習熟させるとともに、クロスボウによる事故防止対策を習熟させる。	45分
第3 教養効果測定		
1 クロスボウの所持に関する法令 2 クロスボウの使用、保管等の取扱い	講習内容の効果測定するため、初心者講習会用の問題(10問程度)から抽出するなどし、解説を交えて答え合わせを行う。	各15分

※講義に当たっては、講習会用DVD等視覚に訴える資料を活用するなどして、その効果的実施に努めること